

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和3年4月16日 08時16分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市 <small>こみなと</small> 小湊漁港の西側防波堤 片浦港灯台から真方位084° 3.7海里付近 (概位 北緯31° 25.7′ 東経130° 15.2′)
事故の概要	漁船第五邦栄丸は、入港中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五邦栄丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-45255（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂を伴う破口 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帰港の目的で、小湊漁港の西側防波堤（以下「本件防波堤」という。）北端から北北東方沖約4.7海里の漁場を発進し、船長が操縦席に腰を掛けて遠隔操縦装置を使って操船に当たり、約13～14ノットの対地速力で同漁港へ向かった。</p> <p>本船は、本件防波堤北端から約300～500m付近に達し、船長が、操船を舵輪の操作に切り替えた際、遠隔操縦装置を手から床に落としたので、操縦席に腰を掛けたまま同装置を拾い上げ、その後前方を見たところ、本件防波堤が船首至近に迫っていることに気付き、左舵を取ったものの、右舷船首部が本件防波堤北端と衝突した。</p> <p>船長は、顔面、胸部を打撲したが、本船を操船して入港した。</p> <p>船長は、遠隔操縦装置を拾い上げる際、コードが何かに引っかかって手間取り、思った以上に時間を要したうえ、舵輪を片手で握ったままもう一方の手を伸ばして拾い上げようとした時に舵が右に取られたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、入航中、船長が、遠隔操縦装置から舵輪による操舵の操作に切り替えた際、同装置を手から床に落とし、思った以上に拾い上げることに時間を要したうえ、舵輪を片手で握ったままもう一方の手を伸ばして拾い上げようとして舵が右に取られ本件防波堤に向け航行を続けたことから、本件防波堤が船首至近に迫っていることに気付くのが遅れ、左舵を取ったものの、右舷船首部が本件防波堤に衝突したも</p>

	のと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が入航中、船長が、遠隔操縦装置から舵輪による操舵の操作に切り替えの際、同装置を手から床に落とし、拾い上げるのに思った以上に時間を要したうえ、舵輪を片手で握ったままもう一方の手を伸ばして拾い上げようとして舵が右に取られ本件防波堤に向け航行を続けたため、本件防波堤が船首至近に迫っていることに気付くのが遅れ、左舵を取ったものの、右舷船首部が本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、航行中に操舵室で床に落ちたものを拾う等により見張りを中断する場合は、一旦停船し、周囲の安全を確認してから行うこと。